

業務委託 随意契約結果【少額随意契約分】

様式13

No	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成31年度民間事業者を活用した 課外学習支援事業(寺子屋ちゅう おう)業務委託	200:その他	株式会社トライグループ	161,018円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
2	平成31年度中央区子どもの体力向 上支援事業業務委託	200:その他	リーフラス株式会社	514,080円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
3	統一地方選挙事務にかかる南投票 所施設借上業務	12:賃貸	大阪厨房料飲機器家具協同組 合	162,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G31	-
4	手数料徴収事務にかかる電子レジ スター他4点保守業務委託	200:その他	グローリー(株)	161,352円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G3	-
5	平成31年度中央区の歴史と文化を 活かした生涯学習事業委託	200:その他	株式会社オフィス・オルタナティ ブ	745,200円	令和元年5月15日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
6	平成31年度中央区子どもの英語力 向上支援事業業務委託	200:その他	株式会社トライグループ	650,000円	令和元年5月20日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
7	行旅死亡人葬祭委託	200:その他	(株)公益社	178,889円	令和元年5月24日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G2	-

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度 民間事業者を活用した課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）

2. 契約の相手方

株式会社トライグループ

執行役員 吉田一義

3. 随意契約理由

本事業は、教育環境の充実をはかるため、塾等の事業者が公共施設を活用して課外学習の支援を実施することで、中学生の習熟度に応じた学力向上を目的とするもので、週 1 回木曜日夜間に「寺子屋ちゅうおう」を実施する。

民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式を採用し広く事業者を募集する。最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、優れた事業成果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ

（電話番号：06-6267-9837）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度 中央区子どもの中央区体力向上支援事業

2. 契約の相手方

リーフラス株式会社

代表取締役 伊藤 清隆

3. 随意契約理由

本事業は、中央区の市立小学校において、民間事業者を活用し、各校の希望するプログラムで、運動指導者の派遣により、スポーツの基本となる動作等を学習する出張授業を実施することにより、児童のスポーツへの関心を高め、児童の体力向上を支援することを目的とする。

民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式を採用し広く事業者を募集する。最も適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、優れた事業成果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ

(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

統一地方選挙における南投票所施設借上

2. 契約の相手方

大阪厨房料飲機器家具協同組合

3. 随意契約理由

南投票所の施設借り上げについて、投票区の範囲は限られた地域であることから、南投票所の区域内に所在する貸し施設を借り上げる必要がある。しかしながら、頻繁に投票所を変更することは区民への混乱を招くことにもなり前回と同様の施設を使用することが望ましく、また、立地条件、施設面積等の必要条件を満たす施設は大阪厨房料飲機器家具協同組合が所有する河原センタービルしか存在しないため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ

(電話番号：06-6267-9625)

随意契約理由書

1. 案件名称

電子レジスター他4点保守業務委託

2. 契約の相手方

グローリー株式会社

3. 随意契約理由

電子レジスター他4点の保守点検を安全・確実かつ迅速に行うためには、機器の構造・動作原理等の知識を有していることが必要であるとともに、故障発生時における早急な部品の確保が肝要となる。

そのため、電子レジスター他4点の保守については、機器の製造業者又はこれらを有する機器の納入・据付業者がその業務を請負っている。

仮に、保守業務を製造業者ごとに契約すると、故障発生原因による対応業者の選別が必要となることから復旧が遅延することとなり、保守責任の所在も不明確となる。

契約の相手方であるグローリー（株）は、電子レジスター他4点の納入・据付業者であるとともに、釣銭機及びドロアの製造業者であり、これらの保守業務は他社ではできないことから、本業務を行うことが唯一可能なグローリー（株）との特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所窓口サービス課住民登録グループ

（電話番号：06-6267-9963）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度中央区の歴史と文化を活かした生涯学習事業業務委託

2. 契約の相手方

株式会社オフィス・オルタナティブ

3. 随意契約理由

本事業は、歴史的・文化的資源の豊富な中央区の特性を活かし、伝統芸能を中心とした歴史・文化の解説や体験等の実施により、区民が学びを通じてまちの魅力を再発見しまちへの愛着を深めること、また参加者の学びがより深まることで地域に根ざした生涯学習のさらなる活性化を目指すことを目的としている。

本事業の企画については、伝統芸能や歴史・文化についての専門的な知識・技術、区民にわかりやすく伝えるためのノウハウや応用力が必要とされるため、最も優れた実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を構成することにより、本業務委託のより大きな成果が期待できる。したがって、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ
(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度 中央区子どもの英語力向上支援事業

2. 契約の相手方

株式会社トライグループ

執行役員 吉田 一義

3. 随意契約理由

本事業は、中央区の市立小学校において、民間事業者を活用し、各学校の希望するプログラムで、ネイティブスピーカー等の派遣による英語の出張授業を実施する。

民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式を採用し広く事業者を募集する。最も優れた実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、本業務委託のより大きな成果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ

(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称
行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方
株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署
中央区役所保健福祉課生活支援グループ
(電話番号：06-6267-9872)